

第三回 参議院文部委員会会議録

第四号

(108)

昭和二十三年十一月二十五日(木曜日)

本日の会議に付した事件
○國立國語研究所設置法案(内閣提出、衆議院送付)

午後四時二分開会

○委員長(田中耕太郎君) それでは御異議がありませんければ、國立國語研究所設置法案の審査を開始したいと存じます。本件につきましてはすでに予備審査をいたしておつたわけでございますが、只今衆議院から法案を送付して参りましたから本審査を開始いたします。引続きまして全般的並びに逐條的質疑を開始いたします。

○岩間正男君 この法案に亘りまして数ヶ條につきまして質疑をいたしたいと思います。

先ず第一に第一條との連関であります

すが、第一條によりますと、文部大臣は、人事及び予算に関する事項

に係るものを除く外、研究所の監督をしないというふうになつております

が、実際におきまして研究所長並びに

研究所員の任命並びに委嘱におきまし

て文部大臣の権限が存しておる。従つてそのような人事権によつて今後のこ

のような國語の行政が非常に大臣によつて動かされる面があるのじやない

か、こういう点について政府当局はどういう見解を持つておるか、その辺を防止するためにはつきりしたところの方針を今の中から確立して置くことが必要じやないかといふことが第一の点であります。

○委員長(田中耕太郎君) それでは御異議がありませんければ、國立國語研究所設置法案の審査を開始したいと存じます。本件につきましてはすでに予備審査をいたしておつたわけでござりますが、只今衆議院から法案を送付して参りましたから本審査を開始いたします。引続きまして全般的並びに逐條的質疑を開始いたします。

○岩間正男君 この法案に亘りまして数ヶ條につきまして質疑をいたしたい

と思います。

第三に六條の二のところに評議員の

助言としまして、事業計画、研究調査の委嘱、その他重要事項といふことが規定されておりますが、この重要事項の内容についてできるだけ明確にして頂きたいと思います。

それから第七條でございますが、第

七條の評議員の委嘱についてであります

が、これは現行においては、國家公務員法の定めるところによつてこれが委嘱されなければならないということが規定されておりますが、実際の問題についてできるだけ明確にして頂きたいと思ひます。

○政務委員(小野光洋君) 岩間委員の

第二の問題としましては、第四條であります、「研究所に所長を置く。」

と、その「所長は、一級の文部教官又は文部事務官のうちから、文部大臣が命ずる。」ということが規定されており

ます。この法案の規定された精神につ

いては予備審査のときにも一應承つて、これは単に任命の技術的な面において規定したのであるというふうに説明があつたのでありますけれども、併しこの点でこの法案が狭く解釈され、或いは悪用されることによつて、文部省の教官や事務官でなければこれ

が任用されない、というようなふうに適用されることが非常に懸念される面があるので、この点に対する文部省の

はつきりした見解を伺つて置きたいと

思ひます。

○岩間正男君 この法案に亘りまして数ヶ條につきまして質疑をいたしたい

と思います。

第三に六條の二のところに評議員の

助言としまして、事業計画、研究調査の委嘱、その他重要事項といふことが規定されておりますが、この重要事項の内容についてできるだけ明確にして頂きたいと思ひます。

それから第七條でございますが、第

七條の評議員の委嘱についてであります

が、これは現行においては、國家公

務員法の定めるところによつてこれが

されなければならないということが規

定されておりますが、実際の問題につ

いては例えれば民間のそういうふうな有識者、有能者の中で公務員法の拘束規定

が非常に煩瑣である、而も評議員その

ものの生活権といふものは別にこれに委嘱されることによつて確立するのであ

るが、それを強行することによつて、実

際で政府としては技術的に問題になる

面があるとも思われる所以あります

が、それを強行することによつて、実

で、又それを現実の問題としても必ず
第一回の所長からさよなら方針を以て
選定いたしたいと思つておりますと御
了承を願いたいと思います。
それから次に第六條の第二項、重要
なる事項ということにつきましては、
これはもつと明確にこの重要な事項と
いうことを示して貰いたいといふよう
なお話でありますたが、これは第二項
において毎年の事業計画、調査研究の
委託、その他の重要な事項というものは、
これは、研究上運営の上においても今後
起るべき極めて重大なる問題が沢山ある
ありますとして、予めこれを限定した重要
事項としては、かようなものだといふ
ように限定することは、不便を來たす
のではないかと思うのであります。そ
の点を御了承願いたいと思います。
それから第七條の評議員の任命につ
いてできるだけ民間の有能の士を評議
員として採用するようにしたらどうう
か、ただ國家公務員法等に縛られて、
却つて有能の士を逸するというようなな
ことはしないか、又折角有能の士を選
定しても國家公務員法といふような法
のによつて縛られるというと、その就
任を肯じないのでないか、こういうう
ような御心配があると、御質問であ
りますが、これも極めて御尤もと思う
次第でありますと、現在文部省当局もこ
れを実施しまするに当りましてはすで
に数回御答弁申上げましたよう、創立
委員会がございまして、その委員会に
よつて大凡その規格を定めて研究を進
めて参つたのでありますと、この評議
員の任命についても文部大臣が独断に
かようなことを任命するというような
ことはいたさないつもりであります。

尙又今後人事委員会の綱領かたまることと想りますが、その規則を作る場合におきましては、この評議員の任命については極めて只今の御質問の趣旨を採り入れることのできるようなふうに立案をするよう個人事務委員会の方に文部当局として要望するつもりであります。

それから次に第十條の職員の選出の問題でありまするが、これも公務員法の定めるところによりまして、極めて民主的にこれを扱つて行きたいと思うのでありますて、所長が専断でこれを決定するのではなく、所長は文部大臣に上申し、文部大臣がこれを任命する、或いは又罷免するといふことに相成るのでありますて、その間文部行政の運用の上において大臣自身も十分御質問の趣意を尊重いたしまして、専断に陥り却つてかようなことから人事的に統制するといふか、統制がやがては研究の内容にまで及ぶというようなことは絶対に相成らんように注意いたしたいと思つておりますから、第十條の名称の点でありますて、この名称はやはり法的な名称といつましても文部教官又は文部事務官と申すより外はちよつと申しようがないのではないかと考へ思つてあります。実際通俗的にはこれが研究所員と申すのも一向差支えがないことだと思うのであります。これをお法文の上に研究所員といふような名称を採用するといふようなことはちょっと困難ではないかと考へます。以上を以てお答えをいたしました。

○岩間正男君　ちよつと私も質問の要點が或いは悪かつたと思いますが、第六條の重要事項ですが、これについて六條の重要な事項ではないかと考へます。私は法文の上に出たことを問題に

たのではなくて現在とのよきな影響を
政府としてはお考えになつておるか、
それをお聞きしたのであります。が、第
十條の選出の問題ですが、選出と同時
に罷免の問題をも含めておるのか、そ
の点について明らかにしたいと思いま
す。

○政府委員(小野光洋君) 重要事項と
いうのは研究所の研究の方法その他に
ついての重要な事項であります。これ
は實際研究を進めて見ないといふこと
でありますからかよくな表現をいた
しました次第であります。

それから選出の意味には勿論積極的
には職員の任命について選出するとい
うことがございますが、消極的にはそ
の中に罷免も含まれておるものと御了
承願いたいと思います。

○委員長(田中耕太郎君) 外に発言は
ございませんか。

○河野正夫君 この際速記に留める意
味から予備審査のときとや重複する
かも知れませんが、一、二点お伺いい
たしたいと思います。

第一條の目的ですが、國立國語研究
所の目的と在來からあるところの國語
審議会の目的との関係を明確にして頂
きたい。

それから第二は先程岩間委員から質
問もありましたがその御答弁の中に第
七條の問題であります。その御答弁の
中に創立準備委員会で評議員の選任を
考えておるところいうようなお話をあ
りましたが、學識経験のあるものを各
審議会から集めるのだろうと思ひます
が、どういう方面から集めるつもりに
なつておるか、これは法律ではありません
せんけれども、只今の準備委員会の状

○政府委員(小野光洋君) 第一條の目的において國語研究所と、國語審議会と重複しないかその間の目的は如何といふ御質問でござりますが、當國立國語研究所の方はこれは國語及び國民の言語生活に関する科学調査研究を行い、というように、主として科学的調査研究を行うのであります。そうしてその結果國語の合理化の確実な基礎を築くためということではありまするが飽くまでもこの國立國語研究所は科学的な基礎を極めて政策を交えずこの嚴正に取扱つて行きたいところにこの研究所の目的があるのであります。國語審議会の方はこれらの研究所において得られましたところの科学的な國語研究所のいろいろな基礎を如何に現実にマッチしてこれを実現するかということを審議する機関である。かようによく御了承を願いたいと思います。

それから第七條の如何なる方面から評議員を任命するかということでござりますが、これは大体國語学者、一般言語学者、或いは支那学者、外國文學者、民族学者或いは新聞或いは放送、國語運動家、教育者、心理学者、生理学者、或いは作家、學術研究会の代表者、或いは實業家、かようなこの國語問題についての各界の有識の士を評議員として委嘱いたしたいと思つております。

○堀越(堀越郎君) 質疑を終了して討論に入りたいと思いますが……。

○委員長(田中耕太郎君) 堀越君の動

○松野國内君 ちよとと一言予備審査のときもお尋ねしたんですが、或るところでは國語の文字を使い、或るところでは國語國字といふ字を使つて説明しておられる。言語文字といふようにも言われておる。單なる國語でありますけれども、これは文字を含むものということに了解いたとしたということを念のために申上げて置きます。

○政府委員(小野光洋君) 國語といふのは廣い意味においては國語、國字その他言語に関する一般の問題を含んだ意味でありますて、又それを分けまして或いは又この國語にもなり、或いは國字にもなるというように御了承を願いたいと思います。

○委員長(田中耕太郎君) それでは姻越君の動議のように質疑はこれで終了いたしまして、討論に移ることにつきまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(田中耕太郎君) それでは討論に入ります。

ると思うのであります。ただ憾むらくはこういう研究所は一般に民間の有力なる團体或いは個人によつて盛んに行われ、官僚的な統制によつて研究が進められるのでなくして、自由な学者の立場において研究が進められるということは望ましいのでありますけれども、今日の國民經濟の状態においては、民間の團体なり、有志なり、個人の学者なりが、可能な研究成果を上げよう研究を進めて行くといふには甚だ困難な状態にあるのであります。それ故にここに國立の研究所を建てるということは時宜を得たものとして贊意を表する者であります。ただこの法律の内容におきましては、先程質疑も行れておりましたが、評議員の任命乃至は所長の任命といふなどところ、もう少し明確な民主的な方法がとられれば尚ほましい、その上に民間人を沢山加える意味からいと、いわゆる國家公務員法に基く一般職といふような枠でこれを縛るといふようなことは、有能の士を迎えるには如何かと思う点もありますけれども、現在のいろいろなる事情を総合して、それについて原案に賛成いたします。

○岩間正男君 私も原案に賛成をする

者でありまするが、先程質問いたし

ました点について、先程又河野君から

私も懸念しておるところであります。

今までの官僚行政の中にともするとい

うところの内情、これが全部が國民

の感覚、意思を表示するところの國語

の感覚があつたものと思うのでありま

す。予備審査の際にもそういう点か

ら、質問もいたしたのであります。文

相が大臣が提案理由の説明の際にも、

方が独善的に或いは調査、或いは科

学的な基礎といふものを楯にとつて、國

語をあつて、生きて行く國語にならな

い。私はそういう意味において、今後

國語研究所が國民の生活と脱み合せ

て、生活から生れる言葉、生活から生

る、どうもそういうところに不足を感

じましたので、そういう答弁であるな

る、そういうことが非常にあり、更に

戦時中はこういう問題が國語統制とな

り、更にそれが思想、文化の統制まで

及んで行つた実体を我々はまさ／＼と

見て來たのであります。従いましてこ

の法案は飽くまでそのようなところに

赴くとしたならば非常に危険性がある

のであります。そういう点から今後

この法案の運営につきまして、飽くま

で國民大衆の生活の実態に深く根を下

ろし、そしてそれらの総合的な一つ

の文化的育成のために、十分なる力を

盡すために本來の面目を發揮されるこ

とを私は切望しまして……特に切望

しまして、賛成の意を表します。

○松野豊内君 私もこれには贊意を表

したいものであります。この國立國語

研究所の設置と並んで、これまであり

し國語審議会等と、それ／＼その性格

性能を並んで活用できるようならうに

一段の工夫を望んで止みません。又先

程各委員から質疑がありましたごとく

に、これが運用されるに当つては是非

運営についてその独自な自主性といふ

ものを大いに期待いたしまして、進ん

で本案に賛成をいたすものであります。

○梅津錦一君 國語の問題はこれは國

民の感情に繋がつてゐることは事実で

ありますて、結局昔から現在まで幾変

遷を経て現代語ができるのです。この

現代語は又將來どん／＼變つて行く。

この姿がこの日本國民の生きて行く姿

である、これを忘れては國語の研究は

成り立たない。そういう意味で審議会

と國語研究所との両方が、本当にマッ

チして行けば、それは成果を挙げるこ

とができる。併しながら國語研究所の

思ひがあつたものと思うのであります。

○岩間正男君 私も原案に賛成をする

者でありまするが、先程質問いたし

ました点について、先程又河野君から

私も懸念しておるところであります。

今までの官僚行政の中にともするとい

うところの内情、これが全部が國民

の感覚、意思を表示するところの國語

の感覚があつたものと思うのであります。

○鈴木憲一君 私はこの國立國語研究

所はとうに生れるべきものであつたと

思ふのであります。むしろ今回法文に

現われて來ましたことは遅きに失した

ところをよく研究するということによ

るところをよく研究するということによ

この請願の趣旨は第二百二十一号と同じである。

第二百五十八号 昭和二十三年十一

月十一日受理

松江城改築に関する請願

請願者 島根縣松江市長 小林

紹介議員 宇都宮登君 伊達源一
郎君

國宝松江城は築城以來既に三百四十年を経過し、土台石壘はもち論天守閣また大きく傾斜し崩壊の危険の状態にある。戦時中資材労力不力のために維持修繕は思うようにはかどらなかつた。今にして根本的改築をしなければ全くその原形を失う虞があることに戰災により全國的に多數の國宝建造物が鳥有に帰している今日、今後貴重なこの史蹟保存の完べきを期すため緊急に本城の改築をせられたいとの請願。

第二百七十八号 昭和二十三年十一

月十二日受理

水産高等学校の教育改善に関する請願

請願者

津、靜岡縣志太郡焼津町燒

津、靜岡縣立焼津水產

高等学校長 濱沼秀夫

紹介議員

河崎ナツ君 梅津錦一

君

新制の水產高等学校の教育を改革して、水產教育の振興を期するために、そう合高等学校に統合の取止め、漁業科卒業生に対する上級海技免狀の授與、海技教育の刷新向上、國立海洋漁業訓練所の設置並びに適當なる學校の國立移管等を実現せられて、世界の海に勇躍する水產指導者の養成を図られたいとの請願。

昭和二十三年十一月十日印刷

昭和二十三年十一月十一日発行

参議院事務局 印刷者 印刷局